

福島第二原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2025年11月18日

東京電力ホールディングス株式会社

2025年6月6日以降に発生した放射線防護に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①1号機原子炉建屋附属棟地下2階除染廃液系受けポンプ(B)室入口扉未施錠	2025.6.26	原子炉建屋附属棟地下2階除染廃液系受けポンプ(B)室入口扉において、未施錠（高線量エリアのため施錠運用）であることが認められた。なお、当該扉については速やかに施錠を実施。また未施錠期間中における管理区域入域者人数、被ばく線量状況により不要な立入のない事を確認した。	—
②管理区域退域後におけるACD(入退域管理装置)退域未処理発生について	2025.9.17	管理区域退域時において本来、ACD（入退域管理装置）にて退域処理を行ってから電子式個人線量計を返却すべきところ退域処理を行わずに電子式個人線量計を返却したことが認められた。なお、速やかに管理区域入域経路のサーベイ及び線量修正を実施したため、管理上の影響は無い。	ヒューマンエラー

①原子炉建屋附属棟地下 2 階除染廃液系受けポンプ（B）室入口扉未施錠

不適切事例

1号機原子炉建屋附属棟地下 2 階除染廃液系受けポンプ（B）室入口扉において、未施錠（高線量エリアのため施錠運用）であることが認められた。

事象詳細

協力企業にて当該扉の鍵を開錠し、除染廃液系受けポンプ（B）室に入域後、作業が終了したため退域及び施錠を実施し、チェックポイント監視員へ鍵を返却。チェックポイント監視員は、当該箇所の鍵返却後の施錠確認を行ったところ、当該扉が未施錠であった。

- 当該扉の未施錠確認後速やかに施錠実施
- 当該扉の鍵を借用した協力企業に詳細な聞き取りを実施

【管理上の影響】

現状は施錠されていることから、管理上の影響は無い。未施錠期間中における管理区域入域者人数、被ばく線量状況により不要な立入のない事を確認した。

【正しいふるまい】

- ・現場扉の取り扱い（施錠の目的や重要性）について理解し施錠管理を徹底する。

対 策

当該扉の未施錠が確認されるまでの鍵借用名簿から、使用者にも事実確認を行ったが当該扉の開閉および開錠／施錠はダブルチェックにて確認を実施されている事実もあることから、未施錠であった原因については特定できず。

- 所員及び協力企業に対し、現場扉の取り扱い（施錠の目的や重要性）について再周知し施錠管理を再徹底する。
- 現場扉の「開錠／施錠」状態を識別できる器具を取り付け、扉施錠状態の確認をしやすくする。

守らなければならない理由

高線量エリアは、みだりに人が立ち入りできないようにすることで、過剰被ばくや汚染拡大を防止している。

②管理区域退域後におけるACD(入退域管理装置) 退域未処理発生について

不適切事例

管理区域退域時において本来、ACD(入退域管理装置)にて退域処理を行ってから電子式個人線量計を返却すべきところ、退域処理を行わずに電子式個人線量計を返却した事が認められた。

事象詳細

チェックポイント監視員1名が管理区域退域後にACD(入退域管理装置)で退域処理を行わずに電子式個人線量計を返却したため、管理区域入域実績が反映されない事象が発生した。
本来であれば、退出モニタ通過後、速やかにACD(入退域管理装置)で退域処理を行うべきところ、チェックポイント業務の携行品取り出し対応を行ったことで退域処理を失念してしまった。

原因

チェックポイント勤務者だけが使用できる専用出入口のルールが明確にされておらずチェックポイント監視業務と搬出立会業務の役割の識別がされていなかった。

【管理上の影響】

- ・速やかに管理区域経路のサーベイ及び線量修正を実施したため、管理上の影響はない。

【正しいふるまい】

- ・管理区域退域時は、ACD(入退域管理装置)にて退域処理を行う。

対策

○退域モニタから出た際、携行品の取り出し場所に容易にいけないう物理的な規制を図るとともに、専用出入口を操作できる人のルールを明確にし、チェックポイント監視業務手順書を改定、プロセスの改善を図る。

○体制の明確化を図り、チェックポイント監視と搬出立会を識別できるよう見える化を図る。

○事象が発生したチェックポイントに全体の責任者を駐在させ、体制の強化を図る。

○対策の内容が的確に実施されるようチェックポイント監視員に対し、教育と周知徹底を行う。

守らなければならない理由

管理区域の退域処理を行わないと、入退域情報が反映されない。